

昭和四十七年法律第十三号

航空機燃料譲与税法

(航空機燃料譲与税)

第一条 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の規定による航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額とし、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与するものとする。

2 前項の「空港関係市町村」とは、空港(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項各号に掲げる空港若しくは同法第五条第一項に規定する地方管理空港又は国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する市町村並びにその区域外に空港を設置している市町村で、総務大臣が指定するもの(いい、前項の「空港関係都道府県」とは、当該市町村を包括する都道府県をいう。)

第二条 航空機燃料譲与税の五分の四に相当する額(次項において「市町村譲与額」という。)

は、前条第一項の空港関係市町村(以下「空港関係市町村」という。)に対し、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める延べ重量(航空機ごとの正常に離陸できる重量の最大値(積載物、装置及び燃料の重量を含む)にそれぞれの航空機が一の空港に着陸する回数に乗じて得た重量を、当該空港に着陸する全ての航空機について合計して得た重量をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは当該延べ重量を按分した重量若しくは旅客数(有償であるか又は無償であるかを問わず、一の空港において航空機に降乗する旅客の数をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは当該旅客数を按分した数又は世帯数を按分して譲与するものとする。

一 空港の所在する市町村(その区域外に空港を設置している市町村を含む。)次に掲げる延べ重量若しくは当該延べ重量を按分した重量又は旅客数若しくは当該旅客数を按分した数
イ 当該空港において国内航空に従事する航空機(各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除く。ロにおいて同じ。)に係る延べ重量(一の空港につき

当該市町村の数が二以上である場合にあっては、当該延べ重量を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより按分した重量。以下この条及び次条において同じ。)

ロ 当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数(一の空港につき当該市町村の数が二以上である場合にあっては、当該旅客数を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより按分した数。以下この条及び次条において同じ。)

二 航空機の騒音が特に著しいと認められる空港で政令で定めるものに係る市町村 当該空港に係る航空機の騒音が特に著しい地区として総務省令で定める地区内の世帯数

2 前項の場合には、市町村譲与額の四分の一の額を同項第一号イの延べ重量で、市町村譲与額の他の四分の一の額を同号ロの旅客数で、市町村譲与額の二分の一の額を同項第二号イの世帯数で按分するものとする。

3 第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数並びに同項第二号の世帯数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、空港の管理の態容、航空機の騒音により生ずる障害の程度その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより補正することができる。

(空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準)

第二条の二 航空機燃料譲与税の五分の一に相当する額(次項において「都道府県譲与額」という。)は、第一条第一項の空港関係都道府県(以下「空港関係都道府県」という。)に対し、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る前条第一項第一号イの延べ重量(同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該延べ重量の合計重量)若しくは同

号ロの旅客数(同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該旅客数の合計数)又は同項第二号の世帯数(同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該世帯数の合計数)に按分して譲与するものとする。

道府県譲与額その他の四分の一の額を同項の旅客数又はその合計数で、都道府県譲与額の二分の一の額を同項の世帯数又はその合計数で按分するものとする。

3 空港関係都道府県につき、その設置する空港があることその他の特別の事情がある場合には、当該空港関係都道府県に係る第一項の規定の適用については、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る前条第一項第一号イの延べ重量若しくは同号ロの旅客数又は同項第二号の世帯数を、当該特別の事情を参酌して総務省令で定めるところにより補正することができる。この場合においては、当該補正された延べ重量若しくは旅客数又は世帯数をもつて、同項第一号イの延べ重量若しくは同号ロの旅客数又は同項第二号の世帯数とする。

第三条 航空機燃料譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ当該下欄に定める額の五分の四に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ当該下欄に定める額の五分の一に相当する額を譲与する。

Table with 2 columns: 譲与時期 (Transfer Period) and 譲与すべき額 (Amount to be Transferred). Rows include 九月 (September) for the first transfer and 三月 (March) for the second transfer, both with a 13/30 ratio.

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することのできなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第四条 各空港関係市町村及び空港関係都道府県に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき航空機燃料譲与税の額として前三条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき航空機燃料譲与税の額とする。

第五条 空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、総務省令で定めるところにより、(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

航空機燃料譲与税の額の算定に用いる資料を総務大臣に(空港関係市町村の長にあつては、都道府県知事を經由して総務大臣に)提出しなればならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第六条 総務大臣は、航空機燃料譲与税を空港関係市町村及び空港関係都道府県に譲与した後に、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれら減額した額をもつて当該譲与時期において空港関係市町村及び空港関係都道府県に譲与すべき額とするものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第六条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
一 第一条第二項又は第二条第一項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
二 第二条第一項若しくは第三項、第二条の二第三項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
三 空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与すべき航空機燃料譲与税を譲与しようとするとき。

(航空機燃料譲与税の使途)

第七条 空港関係市町村及び空港関係都道府県は、譲与を受けた航空機燃料譲与税の総額を航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の政令で定める空港対策に関する費用に充てなければならぬ。

附則 (施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。
2 (航空機燃料譲与税の譲与の特例)
(航空機燃料譲与税の譲与の特例)
令和五年度分及び令和六年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「十三分の二」とあるのは、「十三分の四」とする。
3 令和七年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用につ

(航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第四条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法附則第二項の規定により読み替えて適用される同法第三条第一項の規定の適用については、平成二十三年分までの航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月から八月までの間の」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」と「相当する額」とあるのは「相当する額」との合算額とする。

2 平成二十三年分及び平成二十四年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第五十三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは、「当該年度の航空機燃料税の収入見込額の九分の七に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算額に計上された金額」とする。

3 平成二十五年分における特別会計に関する法律附則第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十六年三月三十一日法律第四号)抄

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

(施行期日)

第十八条 第三条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法(以下この条において「新譲与税法」という。)の規定は、平成二十六年分以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、平成二十五年分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

3 新譲与税法第二条第二項及び第二条の第二第二項の規定の適用については、平成二十七年分までの航空機燃料譲与税に限り、新譲与税法第二条第二項及び第二条の第二第二項中「額の二分の一」とあるのは「額の九分の四」と、「他の二分の一」とあるのは「他の九分の五」とする。

(政令への委任)

21条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十九年三月三十一日法律第二号)抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二十一条 平成二十九年度から令和元年度までの間における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和二年三月三十一日法律第五号)抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第十九条 令和二年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和三年三月三十一日法律第七号)抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二十一条 令和三年分における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入見込額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入見込額を控除した額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和四年三月三十一日法律第一号)抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二十一条 令和四年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入見込額の十三分の九に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和五年三月三十一日法律第一号)抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二十八条 第四条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三条第一項の規定の適用については、令和十年度分までの航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の収納に係る令和九年度に所属する航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額に、同年の四月」と、「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和十年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額を加算した額」とする。

(政令への委任)

2 令和五年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「収入見込額の十三分の十一」とあるのは「収入見込額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入見込額を控除した額」と、「決算額の十三分の十一」とあるのは「決算額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられた航空機燃料税の収入額の決算額を控除した額」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入見込額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の九に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

3 令和六年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「十三分の九」とする。

4 令和七年度及び令和八年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「十三分の九」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入見込額の十五分の十一に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

5 令和九年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「十五分の十一」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入見込額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の九分の七に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

6 令和十年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「十五分の十一」と、同項第一号中「航空機燃料譲与税法第三条第一項の規定の適用については、令和十年度分までの航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の収納に係る令和九年度に所属する航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額に、同年の四月」と、「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和十年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額を加算した額」とする。

